

「現地 NGO によるプロジェクト実施」のための支援事業 （「パートナーシップ事業」支援）」

1. 趣旨

この事業は、日本の NGO が第三世界などでの活動を直接に実施するものから現地のパートナー団体を通じたものに変化させた、あるいは変化させようとしている日本の NGO を資金的に細く長く支援するものです。NGO を支援する NGO であるアユスは、NGO がそれぞれの市民社会にしっかり根ざし、安定して良い活動を長期に行うためには組織強化が重要と考えており、本事業はそのための支援事業の一つです。

昨今の日本 NGO による国際協力活動では、日本からの人材を派遣してプロジェクトを直接実施する形が少なくありません。しかし国際的な観点からすると、北の NGO の活動は、プロジェクトの直接実施から現地の市民社会組織、つまり現地 NGO や住民組織（CBO）などへの支援を通じたプロジェクトへの協力へ転換することが望ましいと、アユスは考えます。

こうすることで、これまでプロジェクト実施に注がれていたエネルギーを、現地でのより広く社会状況や問題の把握、あるいは日本や地球全体のマクロ的な構造を捉えなおし、それらの改善のために向けることができます。つまり、現地と日本のそれぞれの市民社会がそれぞれ直面する問題に対応しながら、支え合う関係になるという提案です。

2. 「現地 NGO によるプロジェクト実施」のための支援事業における 「パートナーシップ」の定義

・「パートナーシップ事業」

第三世界で、主に現地の NGO や CBO が実施する社会的公正の実現を目指す諸活動を、日本の NGO が資金や人材、調査や情報などの提供を通じて支援する事業。

・「パートナーシップ化」

第三世界で、それまで日本の NGO が実施してきた社会的公正の実現を目指す諸活動のオーナーシップを現地の NGO や CBO に移し、その活動を継続して支援していくプロセス。

3. 事業の目的

この支援事業は、日本の NGO が南の国の NGO を資金や情報/知識/技術などの面から支えることを支援し、北の国の NGO として南の国の NGO との間に対等な関係が築かれることを目指します。

すべてのいのちはつながり生かし生かされ合っている世界において、戦争や武力紛争と言った直接的暴力だけでなく、貧困や人権の侵害といった構造的暴力をなくすためにも、市民のイニシアティブによる活動は一層強化されなければなりません。しかし市民によるそうした活動においても、北の国による南の国への一方的な援助という構図ではなく、それぞれの地域においてそこに住む人々による活動が成長していくことが望ましいと考えます。

4. 支援対象 NGO と事業

◇対象事業について

- ・日本の NGO がこれまで自ら実施していた事業を現地の NGO 主体型に移行する準備に関連する事業（事前の現地調査など）。
- ・現地 NGO と緊密な関係性を築くためのモニタリング。
- ・既に現地 NGO 支援を行っている場合、その現地 NGO の活動を強化、充実化するための事業（スタディツアー、提言活動などを含む）。
- ・上記以外でも、各団体が自ら実施していた事業を現地 NGO などによる実施に移行する際、または現存のパートナーシップ事業を強化するために必要と考える事業。

- ・原則として、今回の申請でパートナーシップ化する事業、もしくはパートナーシップを強化したい事業の過去3年間の平均年間予算がおおよそ2000万円以下であること（ただし、日本人駐在員に関わる経費は除く）。

◇対象にならない事業

- ・形式を整えただけのパートナーシップ(例えば現地NGOは実質上ダミーとみなされる場合)
- ・一般の財団と同様に、専ら資金提供だけを行う事業など。

◇対象NGOについて

- ・国際協力の分野で南北問題の解決をめざし活動している。日本に本部を置くNGO（市民団体）。
- ・単なる対症療法的な救援や慈善活動におわるのではなく、南北問題を構造的に捉え、人びとの民主的な参加と自立を基盤に、人権と平和の推進、獲得、達成を目指す団体。
- ・間接的であったとしてもその活動が「国際平和」に資することを十分に意識・自覚し、武力・暴力によらない問題解決の可能性を、人びとに対し実感として与えることのできる団体。
- ・既に、現地のNGOを資金的・精神的に支援している団体。
- ・これまでは、本部から派遣された日本人主導のプロジェクトを実施していたが、今後、現地NGOとのパートナーシップ形態への移行しようとしている団体。
- ・アユス及び本事業の趣旨目的を理解し、協調できる団体。

5. 支援期間と支援額

◇支援期間

- ・2011年4月より2012年3月までの1年間
- ・同一NGOに対して原則として3年間を限度に継続支援を行うが、年度更新時には書面や面接などを通じた審査を行う。
- ・2年目終了前に評価を行い、3年目の継続審査の基準とする。また、評価結果次第で3年終了後も2年間を上限とする延長も、例外的にありうる。

◇支援金額

- ・3年目までは毎年100万円を上限とする。
- ・5年まで延長された場合、4年目と5年目は50万円を上限とする。

6. 支援開始後の条件及び留意点

1. 年度更新の審査は、申請時に提出された活動計画の実施状況、目標の達成状況を中心に行われる。
2. 2年目終了前の評価は、アユス専門委員会を中心とした評価チームにより行われ、結果によっては翌年からの支援が打ち切られる場合もある。
3. アユスより求められた場合、可能な限り本会が主催あるいは企画する研修、セミナーに参加する。
4. 当該NGOおよび対象事業に大きな変更がある場合は、随時、報告書を提出する。
5. 当会が必要と判断した場合、当会が指名する者の会計監査を受け容れる。
6. 当該NGOの活動を、アユスの広報や開発教育の題材として活用することに可能な限り協力する。

7. 募集团体

本年度の新規募集は1団体とする。

8. 支給方法

2011年4月に一年分を一括送金する。

9. 応募方法

事項の提出書類をアユス事務局宛に送付。（提出された書類などは、原則として返却致しません）

10. 提出書類

◇一次選考

- ・ 所定の申請用紙
- ・ 既にパートナー団体がある場合は、パートナー団体の団体概要
- ・ 2010年6月までに決算を迎える年度の年次活動報告書、会報、会計報告書（もしくはこれらに替わるもの）
- ・ 2010年1月以降に始まる年度の活動計画書と予算書

◇二次選考

- ・ 一次選考を通過した団体に対し面接を行う。

11. 選考方法

- ・ 当会の理事および専門委員によって構成される選考委員会による
- ・ 一次選考は書類選考のみ
- ・ 二次選考は面接。
- ・ さらに追加資料の提出を求める場合もある。

12. 応募の締切

2010年9月30日

13. 選考結果の通知

2010年11月下旬に申請団体宛に通知。（選考結果に関わる理由の問い合わせには応じられません）

14. 問い合わせ及び送付先

特定非営利活動法人 アユス仏教国際協力ネットワーク

〒135-0024 東京都江東区清澄 3-4-22 TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832

E-mail tokyo@ayus.org